

# 福山市新型インフルエンザ等対策行動計画

2014 年（平成 26 年）10 月

福 山 市

## 目次

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 市行動計画の作成	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	1
II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	1
II - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	2
II - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
1. 基本的人権の尊重	4
2. 危機管理としての特措法の性格	4
3. 関係機関相互の連携協力の確保	4
4. 記録の作成・保存	4
II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	4
1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	4
2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	6
II - 5. 対策推進のための役割分担	6
1. 国の役割	6
2. 地方公共団体の役割（県、市）	6
3. 医療機関の役割	7
4. 指定（地方）公共機関の役割	7
5. 登録事業者	7
6. 一般の事業者	7
7. 市民	7
II - 6. 市行動計画の主要 6 項目	8
(1) 実施体制	8
(2) サーベイランス・情報収集	8
(3) 情報提供・共有	9
(4) 予防・まん延防止	10
(5) 医療	13
(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	15
II - 7. 発生段階	15
II - 8. 新型インフルエンザ等対策に係る事務分掌	17
III. 各段階における対策	19
未発生期	20
(1) 実施体制	20
(2) サーベイランス・情報収集	20
(3) 情報提供・共有	21
(4) 予防・まん延防止	21
(5) 医療	23

(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	23
海外発生期	25
(1) 実施体制	25
(2) サーベイランス・情報収集	25
(3) 情報提供・共有	26
(4) 予防・まん延防止	26
(5) 医療	27
(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	28
県内未発生期	29
(1) 実施体制	29
(2) サーベイランス・情報収集	29
(3) 情報提供・共有	30
(4) 予防・まん延防止	30
(5) 医療	32
(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	33
県内発生早期	35
(1) 実施体制	35
(2) サーベイランス・情報収集	35
(3) 情報提供・共有	36
(4) 予防・まん延防止	37
(5) 医療	38
(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	39
県内感染期	42
(1) 実施体制	42
(2) サーベイランス・情報収集	43
(3) 情報提供・共有	43
(4) 予防・まん延防止	43
(5) 医療	45
(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	46
小康期	49
(1) 実施体制	49
(2) サーベイランス・情報収集	49
(3) 情報提供・共有	49
(4) 予防・まん延防止	50
(5) 医療	50
(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保	50
参考資料：用語解説（50音順）	52

## I. はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を保有していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2. 市行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、2013年（平成25年）6月7日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、広島県（以下「県」という。）は特措法第7条に基づき、政府行動計画を踏まえて2013年（平成25年）12月13日「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市は特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、福山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、本市は、適時適切に市行動計画の変更を行う。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

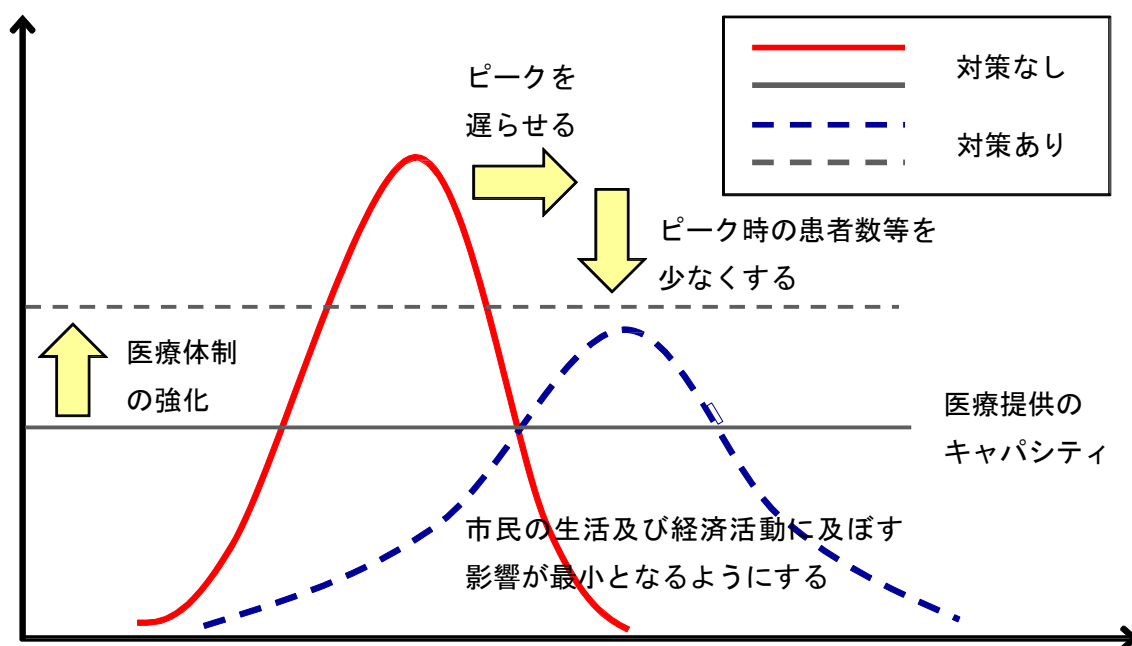
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、国、県、市、市民及び事業者等は、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



## II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市は、科学的知見及び国、県の対策を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた対策を実施するため、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ.において、発生段階毎に記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、本市は、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、市域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・ 本市は、発生前の段階では、入国者の健康監視の実施体制の構築や地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- ・ 本市は、世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・ 本市は、県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請などの実施への協力等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。
- ・ 本市は、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。
- ・ 本市は、市内で感染が拡大した段階では、国、県及び事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活及び経済活動の維持のために強力な対策を実施することとなるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。
- ・ 本市は、事態によっては、地域の実情等に応じて、県と協議のうえ、柔軟な対策を実施し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請、本市が実施する各種対策、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応による感染対策を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなど、感染の機会を減らす方策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

本市は、国、県及び事業者等と相互に連携して、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1. 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国又は県が行う検疫のための停留施設の使用（特措法第 29 条）、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に関し、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得るよう努める。

### 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### 3. 関係機関相互の連携協力の確保

福山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、必要に応じて県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

### 4. 記録の作成・保存

本市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画には、有効な対策を考えるうえで、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

流行予測（福山市・広島県・全国）（中等度～重度）

区 分	福山市	広島県	全 国
総 人 口	約47万人	約287万人	約12,800万人
患者数（人口の25%が罹患すると仮定）	約12万人	約72万人	約3,200万人
医療機関を受診する患者数	約4.8～9.2万人	約29～56万人	約1,300～2,500万人
入院者数（中等度～重度）	約0.2～0.7万人	約1.2～4.5万人	約53～200万人
死亡者数（中等度～重度）	約600～2,400人	約0.4～1.4万人	約17～64万人
1日最大入院者数（中等度）	約370人	2,280人	10.1万人
1日最大入院者数（重度）	約1,470人	約8,800人	39.9万人

- ・ 住民基本台帳に基づく人口（2012年（平成24年）3月31日現在）により人口割して本市の患者数を試算した。
- ・ これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。



## 2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいるため、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤する事態となる。

### II-5. 対策推進のための役割分担

#### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第 3 条第 1 項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第 3 条第 2 項）とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第 3 条第 3 項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

#### 2. 地方公共団体の役割（県、市）

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第 3 条第 4 項）。

##### 【広島県】

県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した確かな判断と対応を行う。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施にあたっては、国、保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に

必要な基盤の整備に努める。

#### 【福山市】

本市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密に連携する。

なお、本市については、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努める。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### 4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

### 6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策に努める。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項、第2項）。

### 7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## Ⅱ-6. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)市民の生活及び経済活動の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

### (1) 実施体制

本市は、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼし、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、国家の危機管理の問題であることを踏まえ、国、県、近隣市町、事業者等と相互に連携を図り、企画総務局及び保健福祉局を中心として、全庁一体となった取組を行う。

また、本市は、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等発生の「県内感染期」においても、市の機能を維持し最低限の継続すべき通常業務を行いながら、新型インフルエンザ等対策に万全を期すための体制を整える。

本市は、新型インフルエンザ等の発生前においては、事前準備及び関係部局間等の連携確保等を行うとともに、国、県、近隣市町、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

本市は、国民の生命・健康に甚大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとして、特措法に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を強力に推進する。

その後、国が、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認め、緊急事態解除宣言を行った場合には、本市は、遅滞なく市対策本部を廃止する。また、市対策本部の廃止後、この間の各段階における対策について評価を行う。

### (2) サーベイランス・情報収集

本市は、新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげ、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつける。

未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、本市は、国、県等と連携し、速やかに市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、本市は、積極的な情報収集を行う。

本市は、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

本市は、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報を、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

本市は、混乱を避けるため、県内で統一した情報を市民や医療機関等に周知する必要があることから、新型インフルエンザ等に関する情報は、主に広島県感染症・疾病管理センター（以下「県CDC」という。）から収集する。

### （３）情報提供・共有

#### （ア）情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までを含む。

#### （イ）情報提供手段の確保

本市は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることを踏まえ、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### （ウ）発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得を得ることが、発生時に市民等に正しく行動してもらおううえで必要である。特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉局と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

#### （エ）発生時における市民等への情報提供及び共有

##### ① 発生時の情報提供について

本市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要

であり、その協力が不可欠である。本市は、提供する情報の内容について、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝え、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

また、本市は、市民及び事業者等に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

## ② 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、本市、国、県、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを本市のホームページに開設する。

### （オ）情報提供体制

本市は、情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図るため、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

本市は、市対策本部に広報対策担当を設置し、県と適時適切に情報を共有する。なお、本市が記者発表等の情報提供を行う場合は、事前に県と協議する。

### （カ）コールセンターの設置

本市は、県と連携して、海外発生期から小康期までの間、市民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な相談に対応する情報提供窓口として、コールセンターを設置する。

なお、帰国者・接触者等の有症者からの相談などについては、（５）医療に記載する。

## （４）予防・まん延防止

### （ア）予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染対策は、個人対策や地域対策、職場対策、本市が実施する予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、県との連携のもとに、本市は、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策を縮小・中止する。

#### （イ）主なまん延防止対策

本市は、個人における対策について、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう市民及び事業者等に促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うことについて、本市は市民及び事業者等への周知徹底を図る。

事業者等は、地域対策・職場対策について、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施するよう努める。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うことについて、本市は、市民及び事業者等に周知を図るとともに、その対策の実施に協力する。

#### （ウ）予防接種

## i) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## ii) 特定接種

### ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
  - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- とされている。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象となる業種・職務については、政府行動計画等において示されている。

特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

本市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、対象となる自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順

位等を定めておく。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### ii-2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、本市は、該当する本市職員に対する接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

#### iii) 住民接種

##### iii-1) 住民接種

本市は、緊急事態宣言が行われている場合について、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、次のように政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、住民接種の接種順位等は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、次の 4 郡に分類されている。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - 基礎疾患を有する者
  - 妊婦
- ② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした次のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

#### 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、本市は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

iv) 特定接種及び住民接種において健康被害が発生した場合の救済措置について

本市は、特定接種及び住民接種の実施にあたり、健康被害が発生した場合は、予防接種法第15条、第16条及び第17条の規定に基づき、給付を行う。

v) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

## (5) 医療

### (ア) 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、本市は、県及び医師会等の関係機関と連携し、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に整備するよう努める。

#### (イ) 発生前における医療提供体制の整備

本市は、市内の医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、警察、消防等の関係者と密接に連携を図りながら、県が行う二次保健医療圏域等の圏域を単位とした地域の実情に応じた医療提供体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。



また、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

#### (ウ) 発生時における医療提供体制の維持・確保

県内発生早期の段階では、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、本市は、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関に入院させる。また、県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国などから得られたサーベイランスなどの情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

医療機関においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者について、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、県が各圏域に設置する「帰国者・接触者外来」を受診することとなるが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、本市は、新型インフルエンザ等の感染を危惧する者からの電話相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の県内における医療提供体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

#### <帰国者・接触者等の有症者からの相談・外来対応>

名称	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来
設置時期	海外発生期～県内発生早期	海外発生期～県内発生早期
機能	・電話により患者トリアージ	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療及び感染症指定医療機関への引継
設置場所	福山市保健所	感染症指定医療機関等

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替わることとなる。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとなる。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、本市は、県が事前に行う活用計画の策定に、必要に応じて協力する。また、本市は、県及び医師会等の関係機関と連携し、在宅療養の支援体制を整備する。

本市は、医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることを踏まえ、国、県との連携だけでなく、医師会等の関係機関と緊密に連携する。

## (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

本市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、市民に対し、個人レベルでの感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し職場における感染対策等の十分な事前の準備を呼びかける。

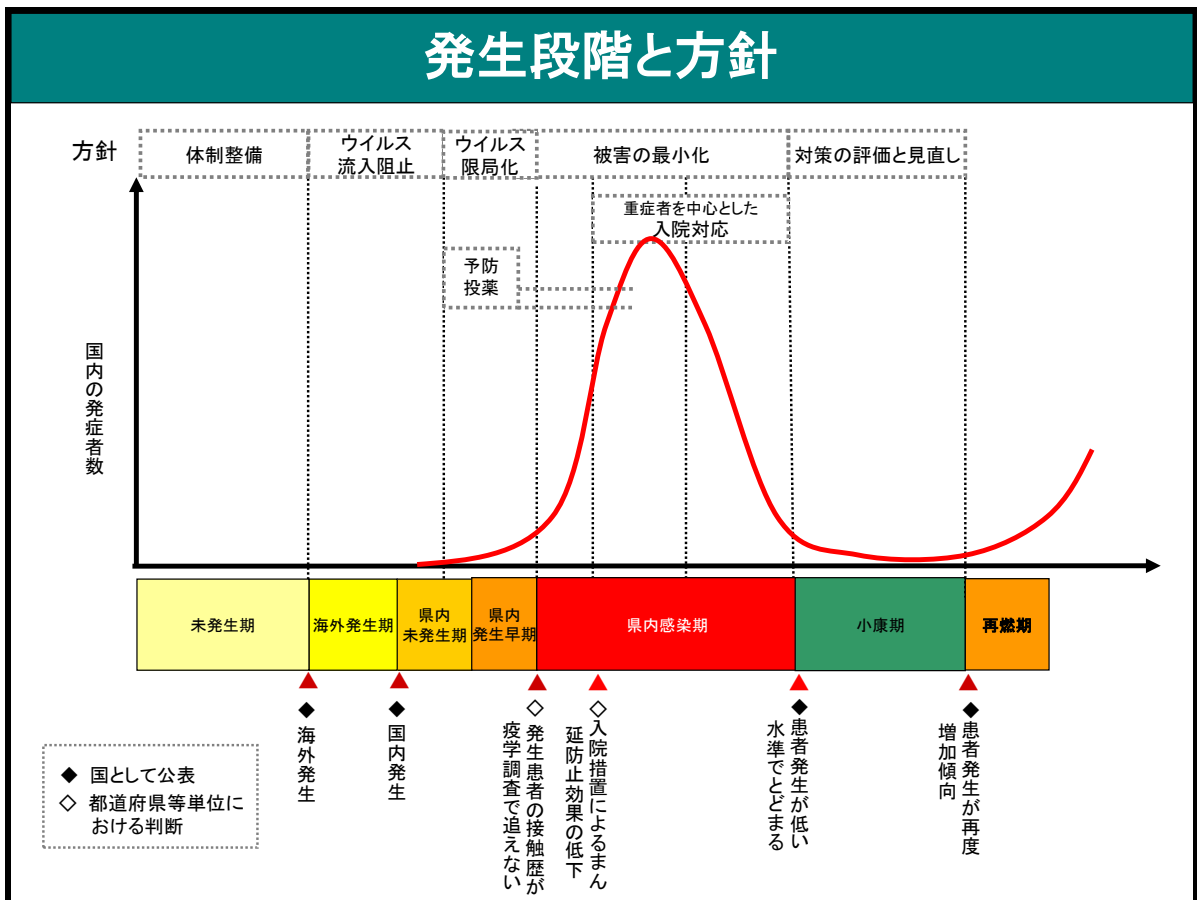
## II-7. 発生段階

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外で発生、国内で発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を県が定める6つの発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。

発生段階		状態
国発生段階	県発生段階	
未発生期	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。（発生疑いを含む）</li> </ul>
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



Ⅱ-8. 新型インフルエンザ等対策に係る事務分掌

	項 目
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関する事</li> <li>・ 発生期における市業務の維持継続に関する事</li> <li>・ 市民への情報提供に関する事</li> <li>・ 事業者等への情報提供に関する事</li> <li>・ 多数の者が利用する施設等におけるまん延防止に関する事</li> <li>・ 県, 他市町, 関係機関・団体等との連携, 協力及び情報共有に関する事</li> </ul>
企画総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部の運営に関する事</li> <li>・ 市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関する事</li> <li>・ 特定接種に関する事</li> <li>・ 応援の要請に関する事</li> <li>・ 職員の派遣に関する事</li> <li>・ 庁舎におけるまん延防止対策に関する事</li> <li>・ 広報の総括に関する事</li> <li>・ 報道機関への情報提供に関する事</li> </ul>
財 政 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政運営に関する事</li> <li>・ 物品調達に関する事</li> <li>・ 市有施設の使用等に係る調整に関する事</li> </ul>
経済環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連物資等の価格の安定等に関する事</li> <li>・ 主要食料の確保に関する事</li> <li>・ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事</li> <li>・ 感染性産業廃棄物の処理に関する事</li> <li>・ ごみの排出抑制に関する事</li> </ul>
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫対策の統括に関する事</li> <li>・ 医療提供体制の確保に関する事</li> <li>・ 患者移送体制(感染症法に基づく)の確保に関する事</li> <li>・ 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止等に関する事</li> <li>・ 社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生の把握に関する事</li> <li>・ 住民接種に関する事</li> <li>・ 健康相談対応, 感染予防策の普及啓発に関する事</li> <li>・ 埋葬及び火葬体制の確保に関する事</li> <li>・ 食品事業者等に対する感染防止策の周知に関する事</li> <li>・ 要配慮者(在宅の高齢者, 障がい者等)への支援に関する事</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄に関する事</li> <li>・ 海外渡航者への情報提供の支援に関する事</li> </ul>
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内在住外国人への情報提供に関する事</li> <li>・ 埋葬及び火葬の特例等に関する事</li> </ul>

市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬場の運営に関する事</li> <li>・ 警察との連携に関する事</li> </ul>
市民病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民病院における診療機能の確保に関する事</li> </ul>
建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事</li> <li>・ 港湾における水際対策に関する協力に関する事</li> </ul>
会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納機能の確保に関する事</li> </ul>
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン(上下水道)の機能確保に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関する事</li> <li>・ 公立教育機関におけるインフルエンザの集団発生の把握に関する事</li> <li>・ 発生期における教育対策に関する事</li> </ul>
消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者搬送体制の確保に関する事</li> </ul>

### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。（発生疑いを含む）</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

## (1) 実施体制

- ・ 特措法に基づいて市行動計画を作成する。また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を、主に県CDCから収集し、必要に応じ、適時適切に市行動計画及び業務継続計画を見直す。
- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、保健所内に新型インフルエンザ等警戒本部を速やかに設置できるよう体制を整備する。
- ・ 新型インフルエンザ等警戒本部は、情報収集、連絡活動及び感染防止対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに新型インフルエンザ等対策本部に切り替え得る体制とする。
- ・ 二次保健医療圏域等の圏域を単位として県が設置する「地域新型インフルエンザ等対策推進会議」に参加する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に対応するため、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認を行うとともに、訓練の実施に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる医療関係者等への研修を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 通常のサーベイランス

- ・ ヒトで毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の変向を調査し、流行状況について把握する。
- ・ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

## イ 情報収集

主に県CDCを通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

### <情報収集源>

WHO, 厚生労働省, 国立感染症研究所, 農林水産省, 外務省, 検疫所, 他の地方自治体等

## (3) 情報提供・共有

### ア 平常時の情報提供

#### (7) 市民への情報提供体制の構築

- ・ 新型インフルエンザ等に関する正しい知識と適切な感染防止策について、国内発生時に混乱のないよう市民に呼びかけるとともに、各発生段階に対応した市行動計画等に基づく対策を周知するため、継続的な情報提供体制を構築する。

#### (1) 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等の関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等対策について周知を行い、市行動計画への理解と協力を求める。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、医師会等の関係機関と連携し、統一的な対応を図ることができるよう連絡体制を整備する。
- ・ 県と連携し、市民からの一般的な問合せに対応できるコールセンター等を設置する準備を進める。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 感染防止策の周知

- ・ 平常時から、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットなど個人でできる感染防止策を広く市民、事業者等に周知する。
  - \* 個人レベルの感染防止策の周知を図る。
  - \* 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。
  - \* 個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

### イ 入国者の健康監視

- ・ 入国者に対する疫学調査等について、国、県、他市町その他関係機関と情報を共有し、



連携を強化する。

#### ウ 新型インフルエンザ等が国内発生した場合の社会活動等の制限に関する周知

- ・ 県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限要請について、事前に市民及び事業者等に対し周知を図る。

#### エ 予防接種

##### (ア) 基準に該当する登録事業者の登録

- ・ 国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業にかかる周知を行うこと等に協力する。
- ・ 国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

##### (イ) 接種体制の構築

###### a 特定接種

市職員等のうち、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

###### b 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう、接種体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、市外における接種を可能にするよう努める。
- ・ 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

###### c 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理

解促進を図る。

## (5) 医療

### ア 地域医療提供体制の整備

- ・ 地区医師会等の関係機関と連携しながら、県が実施する地域の実情に応じた医療提供体制の整備の推進に協力する。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの設置準備を進める。

### イ 県内感染期の医療の確保

- ・ 県内感染期に備えて県が実施する、新型インフルエンザ等患者の入院医療機関における使用可能な病床数の試算に協力する。
- ・ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法の検討に協力する。
- ・ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策の検討及び感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう福山地区消防組合に要請する。
- ・ 国、県と協力しながら、医療従事者等に対し、県内・市内発生を想定した研修や訓練を行う。

### ウ 医療資器材の整備

- ・ 県内感染期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。

## (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

### ア 要配慮者への生活支援

- ・ 県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等について、要配慮者の把握とともにその具体的な手続きを決定する。

### イ 火葬能力等の把握

- ・ 県が実施する、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等の把握・検討に協力する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し、早期発見に努める。</li> <li>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内発生した場合に備え、早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>5) 国が検疫等により、国内発生を出来るだけ遅らせるよう努めるその間に、医療機関等への情報提供、市民の生活及び経済活動の安定の確保の準備、特定接種・住民接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

## (1) 実施体制

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を、県が県対策本部を設置したときは、保健所内に新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、国が決定する基本的対処方針及び市行動計画に基づき、対策を協議・実施する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランスの強化

- ・ 引き続き、通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

## イ 情報収集

- ・ 主に県CDCを通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

## ＜情報収集源＞

WHO, 厚生労働省, 国立感染症研究所, 農林水産省, 外務省, 検疫所, 他の地方自治体等

**(3) 情報提供・共有**

## ア 市民への情報提供

- ・ 市民に対し、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染防止策、コールセンターの設置等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。また、迅速かつ正確で、市民に分かりやすい情報提供を行うため、一元的な情報発信を行う広報対策担当を設置する。
  - \* 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策、コールセンターの設置などの最新情報を、様々な広報媒体を活用して、市民に情報提供する。
  - \* 外国人に対しては、民間団体等の協力を得て、情報提供する。
  - \* 障がい者に対しては、障がいの特性に応じた情報提供に努める。
  - \* 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。

## イ コールセンター等の設置

- ・ 県と連携し、市民からの一般的な問合せに対応するコールセンターを設置する。

## ウ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生に備えた協力を要請する。

**(4) 予防・まん延防止**

## ア 感染症危険情報の周知等

- ・ 県が、感染症危険情報の発出により行う、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等について、市民及び事業者等に周知する。

## イ 入国者の健康監視

- ・ 検疫所から通報のあった新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を実施する。

#### ウ 感染予防策

- ・ 市民、事業者等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するように周知徹底を図る。
  - \* 個人レベルの感染防止策の周知を図る。
  - \* 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防止策について周知・注意喚起を図る。
  - \* 個人における対策のほか、職場における感染防止策について周知を図る。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

#### エ 新型インフルエンザ等が国内発生した場合の社会活動等の制限に関する周知

- ・ 引き続き、県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限要請について、事前に市民及び事業者等に対し周知を図る。

#### オ 予防接種

##### (7) 特定接種

- ・ 国と連携して、市職員等のうち、特定接種の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4) 住民接種

- ・ 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を国が開始した場合には、国と連携して接種体制の準備を行う。
- ・ 国、県の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。

## (5) 医療

#### ア 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・ 新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

## イ 帰国者・接触者相談センターの設置

- ・ 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・ 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

## ウ 医療体制の整備

- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を広島県立総合技術研究所保健環境センターへ搬送する。

## エ 患者搬送体制

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防機関等と連携し、搬送時の感染防御策を確認するとともに、搬送体制の確保を図る。

**(6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保**

## ア 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策を実施するための準備を行うよう周知を図る。

## イ 要配慮者への生活支援

- ・ 引き続き、県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等について、要配慮者の把握とともにその具体的な手続きを決定する。

## ウ 火葬能力等の把握

- ・ 県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

県内未発生期
国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態
目的： 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 県内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、市民の生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。 2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## (1) 実施体制

### ア 実施体制

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等警戒本部において、警戒体制を継続する。
- ・ 国が決定する基本的対処方針及び市行動計画に基づき、対策を協議・実施する。

### イ 緊急事態宣言時の措置

- ・ 国により、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランスの強化

- ・ 引き続き、通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を継続する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

### イ 情報収集

- ・ 主に県CDCを通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

<情報収集源>

WHO, 厚生労働省, 国立感染症研究所, 農林水産省, 外務省, 検疫所, 他の地方自治



体等

### (3) 情報提供・共有

#### ア 市民への情報提供

- ・ 市民に対し、海外及び国内での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染防止策、コールセンターの設置等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。市民への広報は、広報対策担当が一元的に行う。
- \* 引き続き、新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策、コールセンターの設置などの最新情報を、様々な広報媒体を活用して、市民に情報提供する。
- \* 外国人に対しては、民間団体等の協力を得て、情報提供する。
- \* 障がい者に対しては、障がいの特性に応じた情報提供に努める。
- \* 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。

#### イ コールセンター等の充実・強化

- ・ 県と連携し、コールセンターの体制を充実・強化する。

#### ウ 関係機関への情報提供

- ・ 引き続き、医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生に備えた協力を要請する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 感染症危険情報の周知等

- ・ 引き続き、県が、感染症危険情報の発出により行う、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等について、市民及び事業者等に周知する。

#### イ 入国者の健康監視

- ・ 引き続き、検疫所から通報のあった新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を実施する。

#### ウ 感染予防策

- ・ 市民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図る。
- \* 個人レベルの感染防止策の周知を図る。

- \* 医療機関，学校及び社会福祉施設等における感染防止策について周知・注意喚起を図る。
- \* 個人における対策のほか，職場における感染防止策について周知を図る。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え，感染症法に基づく，患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請，健康観察の実施，有症時の対応指導等）の準備を進める。

## エ 予防接種

### (ア) 特定接種

- ・ 国と連携して，市職員等のうち，特定接種の対象者に対して，集団的な接種を行うことを基本として，本人の同意を得て特定接種を行う。

### (イ) 住民接種

- ・ 国が接種順位を決定し，ワクチン供給が可能になり次第，全市民が速やかに接種できるよう，集団的な接種を行うことを基本として，事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき，関係機関の協力を得て，予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を開始する。

## オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

### (ア) 新型インフルエンザ等緊急事態においては，県が必要に応じて行う措置を踏まえ，以下の対策を講じる。

- ・ 県が，市の区域を対象として，特措法第 45 条第 1 項に基づき，住民に対する外出自粛及び基本的な感染対策の徹底を要請する場合には，市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ・ 県が，特措法第 45 条第 2 項に基づき，学校，保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し，期間を定めて，施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には，関係団体と連携し，迅速に周知徹底を図る。
- ・ 県が，特措法第 24 条第 9 項に基づき，学校，保育所等以外の施設について，職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には，関係団体と連携し，迅速に周知徹底を図る。

### (イ) 住民接種については，国の基本的対処方針の変更を踏まえ，特措法第 46 条の規定に基づき，予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（緊急事態宣言がされている場合において，県が必要に応じて講じる措置）

- ・ 県は，特措法第 45 条第 1 項に基づき，住民に対し，潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて，生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については，人の移動の実態等を踏まえ，まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位，県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 県は，特措法第 45 条第 2 項に基づき，学校，保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し，期間を定めて，施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，県民の生命・健康の保

護，県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り，特措法第45条第3項に基づき，指示を行う。

県は，要請・指示を行った際には，その施設名を公表する。

- ・ 県は，特措法第24条第9項に基づき，学校，保育所等以外の施設について，職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず，公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し，特措法第45条第2項に基づき，施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，県民の生命・健康の保護，県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り，特措法第45条第3項に基づき，指示を行う。

県は，特措法第45条に基づき，要請・指示を行った際には，その施設名を公表する。

**(5) 医療**

**ア 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続**

- ・ 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を，海外発生期に引き続き継続する。
- ・ 発生国からの帰国者等であって，発熱・呼吸器症状を有する者は，帰国者・接触者相談センター等を通じて，帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。

**イ 医療体制の整備**

- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し，症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には，直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を広島県立総合技術研究所保健環境センターへ搬送する。

**ウ 疑い患者への対応等**

- ・ 新型インフルエンザ等の疑いと診断された者に対しては原則として，国の方針に従い，感染症法に基づき，感染症指定医療機関の受診を促す。この措置は，病原性が高い場合に実施することとするが，発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから，病原性が低いことが判明しない限り実施する。

**エ 患者搬送体制**

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え，消防機関等と連携し，搬送時の感染防御策を確認するとともに，搬送体制の確保を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において，指定(地方)公共機関が必要に応じて講じる措置)

- ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者，販売業者等である指定(地方)公共機関は，業務計画で定めるところにより，医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

### ア 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策を実施するための準備を行うよう周知を図る。

### イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### ウ 要配慮者への生活支援

- ・ 引き続き、県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的な手続きを決定する。
- ・ 災害応急救助物資の配布について検討する。

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### (7) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である市は、市行動計画及び業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

(7) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(キ) 犯罪の予防・取締り

警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。



<p>県内発生早期</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol> <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民の生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol>
---

## (1) 実施体制

### ア 実施体制

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等警戒本部において、警戒体制を継続する。
- ・ 国が決定する基本的対処方針及び市行動計画に基づき、対策を協議・実施する。

### イ 緊急事態宣言時の措置

- ・ 国により、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

- ・ 引き続き、通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の

患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を継続する。

- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 国、県に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ・ 市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国、県に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。

#### イ 調査

- ・ 国、県と連携し、発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集する。

#### ウ 情報収集

- ・ 国内及び県内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国、県CDC等を通じて必要な情報を収集する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 市民への情報提供

- ・ 引き続き、コールセンターを設置するなど国内、県内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行う。
  - \* 新型インフルエンザ等の基本的知識、国内、県内での発生状況及び感染防止策などの最新情報を市のホームページなどの広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、市民に正確な情報を提供するとともに、随時市民にメッセージを発し、風評等による混乱防止を図る。
  - \* 外国人に対しては、民間団体等の協力を得て、情報提供する。
  - \* 障がい者に対しては、障がいの特性に応じた情報提供に努める。
  - \* 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。

#### イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等の関係機関に対し、患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 市内でのまん延防止

- (7) 国、県と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- (イ) 国、県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、社会福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理や、帰国者・接触者相談センター等を通じての帰国者接触者外来への受診等を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (ロ) 国の要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### イ 入国者の健康監視

- ・ 水際対策が継続される場合、引き続き、検疫所から通報のあった新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を実施する。

### ウ 予防接種

#### (7) 特定接種

- ・ 国と連携して、市職員等のうち、特定接種の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

- ・ 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・ 接種の実施にあたり、地区医師会等と連携して、公共施設の活用や医療機関に委託すること等により、接種会場を確保しての地域集団接種や、入所施設、学校等における施設集団接種等、接種対象者に応じた接種を行う。

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。
  - ・ 県が、市の区域を対象として、特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外



出自粛及び基本的な感染対策の徹底を要請する場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

- ・ 県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体と連携し、迅速に周知徹底を図る。
- ・ 県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、関係団体と連携し、迅速に周知徹底を図る。

- (イ) 住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置）

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。  
県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。  
県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## （５）医療

### ア 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続

- ・ 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、県内未発生期に引き続き継続する。
- ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。
- ・ 患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や流行状況等を踏まえて、県が、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行を行う場合は、市民等へ周知する。

### イ 医療体制の整備

- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を広島県立総合技術研究所保健環境センターへ搬送する。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

#### ウ 患者への対応等

- ・ 国、県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

#### エ 患者搬送体制

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防機関等と連携し、搬送時の感染防御策を確認するとともに、搬送体制の確保強化を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において、指定(地方)公共機関が必要に応じて講じる措置)  
 ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

### (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策を実施するよう要請する。

#### イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

#### ウ 要配慮者への生活支援

- ・ 引き続き、県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)等、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯

の把握とともにその具体的な手続きを決定する。

- ・ 災害応急救助物資の配布を準備する。

## エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

### (ア) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である市は、市行動計画及び業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

#### (ア) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

#### (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (ウ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(キ) 犯罪の予防・取締り

警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

<p>県内感染期</p>
<p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民の生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限に抑える。</li> <li>5) 欠勤者の増大が予想されるが、市民の生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

## (1) 実施体制

### ア 実施体制

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等警戒本部において、警戒体制を継続する。
- ・ 国が決定する基本的対処方針及び市行動計画に基づき、対策を協議・実施する。

### イ 緊急事態宣言時の措置

- ・ 国により、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。



## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

- ・ 新型インフルエンザ患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 学校における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。
- ・ 引き続き、市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国、県に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。

### イ 情報収集

- ・ 国内及び県内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国、県CDC等を通じて必要な情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

### ア 市民への情報提供

- ・ 引き続き、コールセンターを設置するなど国内、県内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行う。
- \* 新型インフルエンザ等の基本的知識、国内、県内での発生状況及び感染防止策などの最新情報を市のホームページなどの広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、市民に正確な情報を提供するとともに、随時市民にメッセージを発し、風評等による混乱防止を図る。
- \* 外国人に対しては、民間団体等の協力を得て、情報提供する。
- \* 障がい者に対しては、障がいの特性に応じた情報提供に努める。
- \* 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。

### イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等の関係機関に対し、患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 市内でのまん延防止

- (7) 市民、事業所、社会福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、職場における感染対策の徹底及び新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- (イ) 国の要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

- (ウ) 国、県と連携し、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を中止する。

#### イ 入国者の健康監視

- ・ 水際対策が継続される場合、引き続き、検疫所から通報のあった新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を実施する。

#### ウ 予防接種

##### (ア) 特定接種

- ・ 国と連携して、市職員等のうち、特定接種の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (イ) 住民接種

- ・ 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、関係機関の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・ 接種の実施にあたり、地区医師会等と連携して、公共施設の活用や医療機関に委託すること等により、接種会場を確保しての地域集団接種や、入所施設、学校等における施設集団接種等、接種対象者に応じた接種を行う。

#### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- (ア) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- ・ 県が、市の区域を対象として、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する外出自粛及び基本的な感染対策の徹底を要請する場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ・ 県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体と連携し、迅速に周知徹底を図る。
- ・ 県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、関係団体と連携し、迅速に周知徹底を図る。

- (イ) 住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置)

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。  
 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。  
 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 医療

### ア 患者への対応等

- (7) 帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。また、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを関係機関に周知する。
- (イ) 県の要請に基づき、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- (ウ) 県の要請に基づき、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。

### イ 患者搬送体制

- ・ 患者数の拡大に対応し、消防機関等と連携し、患者搬送体制の確保に努める。

### ウ 在宅で療養する患者への支援

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。



## エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

- ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し（特措法第48条第1項及び第2項）、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

### ア 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染拡大防止対策を講じるよう要請する。

### イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を行う。

#### (7) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である市は、市行動計画及び業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な

供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(イ) 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

- ・ 国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(オ) 埋葬・火葬の特例等

- ・ 火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、国から要請があったときは、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置）

(ア) 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、

医薬品又は医療機器の配送を要請する。

・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 物資の売渡しの要請等

・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(キ) 生活関連物資等の価格の安定等

・ 県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・ 県、市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・ 県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国が備蓄している物資の活用を検討するよう国に要請する。

・ 県、市町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(ク) 犯罪の予防・取締り

県警察は、警察庁と連携し、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(ケ) 埋葬・火葬の特例等

・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

小康期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 市民の生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

## (1) 実施体制

- ・ 国による「小康期」の公示等を踏まえ、体制の規模を縮小する。
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行い、流行の第二波に備えた対策を検討する。
- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

- ・ 通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

### イ 情報収集

- ・ 主に県CDCを通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

#### <情報収集源>

WHO, 厚生労働省, 国立感染症研究所, 農林水産省, 外務省, 検疫所, 広島県, 他の地方自治体等

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・ 引き続き，流行の第二波に備え，市民への情報提供と注意喚起を行う。
- ・ 情報提供のあり方を評価し，流行の第二波に向けた見直しを行う。

#### イ コールセンター等

- ・ 県と連携し，状況を見ながら，コールセンター等を縮小する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 感染防止策

- ・ 引き続き，市民等に対し，うがい，手洗い，マスク着用及び咳エチケットを習慣化するように周知徹底を図る。

#### イ 予防接種

- ・ 流行の第二波に備え，予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 必要に応じ，国及び県と連携し，流行の第二波に備え，特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

### (5) 医療

#### ア 医療体制

- ・ 県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じて協力する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 必要に応じ，県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

### (6) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 市民及び事業者への対応

- ・ 必要に応じて，引き続き，市民に対し，食料品・生活関連物資用の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに，事業者に対しても食料品，生活関連物資用の価格が高騰しないよう，また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

(ア) 業務の再開

・ 県は、国の方針に従い、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

・ 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

・ 県、市町、指定（地方）公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。



用 語	解 説
亜型	<p>同じグループに属する病原体のさらに詳細な型別のこと。</p> <p>「インフルエンザウイルスの亜型」であれば、インフルエンザの種類がA/H1N1か香港型（A/H3N2）であるかを指す。</p>
アジアインフルエンザ	<p>1957年（昭和32年）に中国南西部で発生した当時の新型インフルエンザであり世界で約200万人が罹患したとされている。</p>
インフルエンザウイルス	<p>インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）</p>
疫学調査	<p>感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。</p>
感染症指定医療機関	<p>感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</li> <li>* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</li> <li>* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</li> <li>* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</li> </ul>
帰国者・接触者外来	<p>新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けて診療を行うことにより、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。</p> <p>帰国者・接触者外来は、海外発生期から県内発生早期までを設置時期とし、患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため、縮小・廃止し、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>
帰国者・接触者相	<p>発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼</p>

<p>談センター</p>	<p>吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するために都道府県及び市町が保健所等に設置する電話対応専門の施設。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。</p> <p>帰国者・接触者相談センターは、海外発生期から県内発生早期までを設置時期とし、患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため、縮小・廃止する。</p>
<p>基礎疾患を有する者</p>	<p>呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患（糖尿病を含む。）及び免疫機能不全（HIV、悪性腫瘍を含む。）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。</p>
<p>呼吸器症状</p>	<p>咽頭痛、咳嗽、鼻汁、鼻づまり、喀痰、呼吸困難、発熱、悪寒などを発症する症状である。</p>
<p>業務継続計画</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生した際、事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の業務を縮小・中止するため、各事業者において事業を継続するための計画。</p>
<p>抗インフルエンザウイルス薬</p>	<p>インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。</p>
<p>行動計画</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、あらかじめ政府、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計画。（特措法第6条から第8条）</p>
<p>個人防護具 （PPE： Personal Protective Equipment）</p>	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。</p>
<p>サーベイランス</p>	<p>見張り、監視制度という意味。</p> <p>特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。</p>
<p>指定公共機関</p>	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公</p>



	<p>共的機関及び医療，医薬品の製造又は販売，電気又はガスの供給，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，政令で定めるものをいう。（特措法第2条第6号）</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において医療，医薬品又は医療機器の製造又は販売，電気又はガスの供給，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち，政令で定めるもの以外のもので，あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特措法第2条第7号）</p>
指定届出機関	<p>感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症，三類感染症，四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所のこと。</p>
住民接種	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に，国民の生命及び健康を守ることを目的に，原則として集団的接種により実施される予防接種のこと。実施主体は市町村で，対象者は全国民となっている。</p>
症例定義	<p>それぞれの病気に対して症例を定めたもの。</p>
新型インフルエンザ	<p>感染症法第6条第7項において，新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって，一般に国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから，当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。</p> <p>毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり，ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため，ウイルスが人から人へ効率よく感染し，急速かつ大規模なまん延を引き起こし，世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。</p>
新感染症	<p>新感染症とは，感染症法第6条第9項において，人から人に伝染すると認められる疾病であって，既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので，当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり，かつ，当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
スペインインフルエンザ	<p>1918年（大正7年）にスペインを中心にそれまでのインフルエンザと異なる形でのH1N1型の新型インフルエンザが発生し，世界的に流行し，世界中で約4,000万人が死亡したとされる。その後，この型が変異しソ連型インフルエンザウイルス（H1N1型）が発生した。</p>

<p>咳エチケット</p>	<p>感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。</p> <p>※ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。</p> <p>鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。</p> <p>咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。</p>
<p>積極的疫学調査</p>	<p>新型インフルエンザ等感染患者を確認したとき、感染症法第15条に基づき、その症例調査と接触者調査を行うこと。</p> <p>症例調査とは、症例に対して、疫学情報や臨床情報などに関して直接情報収集を行い、臨床部門、検査部門との調整により、検体検査も行う。</p> <p>また、症例の行動に関する詳細な情報の把握と接触者のリストアップを行うとともに感染源を特定していく。</p> <p>接触者調査とは、症例の接触者に対する調査であり、接触者に対する電話指導等による保健指導を行い、接触者の状況を追跡及び調査を行う。</p>
<p>致命率（Case Fatality Rate）</p>	<p>流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。</p>
<p>特定接種</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、医療従事者等及び電気・水道などのライフライン等を支える事業者の従業員並びに新型インフルエンザ等対策に従事する公務員等を対象として実施される予防接種のこと。</p> <p>基本的に住民接種よりも先に開始されることから、特定接種の対象は、高い公益性・公共性があると認められる業務に従事している者に限られている。</p> <p>実施主体は、医療従事者等及び電気・ガス・水道などのライフライン等を支える事業者の従業員並びに新型インフルエンザ等対策に従事する国家公務員等については国、新型インフルエンザ等対策に従事する地方公務員等については地方公共団体となっている。</p>
<p>トリアージ</p>	<p>災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。</p>
<p>鳥インフルエンザ</p>	<p>A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。</p> <p>近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こ</p>

	<p>ると考えられており，十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。</p> <p>なお，感染症法においては，鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。</p>
濃厚接触者	<p>新型インフルエンザ等の患者と濃密に，高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ，具体的な対象範囲が決まるが，例えば，患者と同居する家族等が想定される。</p>
発病率（Attack Rate）	<p>新型インフルエンザの場合は，全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため，ここでは，人口のうち，流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。</p>
パンデミック	<p>感染症の世界的大流行。</p> <p>特に新型インフルエンザ等のパンデミックは，近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず，人から人へ効率よく感染する能力を得て，世界中で大きな流行を起こすことを指す。</p>
パンデミックワクチン	<p>新型インフルエンザ等が発生した段階で，出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）	<p>DNAを，その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため，病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は，同ウイルスがRNAウイルスであるため，逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。</p>
病原性	<p>新型インフルエンザ対策においては，ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には，病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり，病原体の侵襲性，増殖性，宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。</p>
プレパンデミックワクチン	<p>新型インフルエンザ等が発生する前の段階で，新型インフルエンザ等ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在はH5N1亜型を用いて製造）</p>